

# 岡崎森林組合 だより



## 組合長挨拶

暑中お見舞い申し上げます。

岡崎森林組合は、皆様のご支援とご指導のお陰をもちまして、ここに新たな事業年度を迎えることができました。役職員を代表し、心より御礼申し上げます。

去る6月23日に、「令和」はじめての総代会が桜の香あふれる額田センター「こもれびかん」で開催されました。総代会では別掲のとおり、平成30年度の事業・決算報告と令和元年度の事業計画のご承認を頂きました。

しかしながら、昨年度の決算では、5期連続した黒字の実績を返上する羽目になり、一貫して好転しない原木価格等の要因があるとはいえ、経営力の未熟さを思い知らされました。今年度におきましては、黒字回復を至上命題とし、企業体としての体質を精査・強化し、事業執行にあたっては損益の視点を厳しく貫いていく所存です。

さて、6月2日に本県において開催された全国植樹祭では、天皇・皇后両陛下が即位後初めての地方公務としてご臨席になり、次のような「おことば」を述べられました。

『森林のかけがえなさを思うとき、その保全はもちろんのこと、森林を伐採して利用することに伴い、再び苗木を植えて育てることを通じ、健全な森を次世代のためにつくっていくことは、私たちに課せられた大切な使命であると考えます。』—新天皇の「おことば」に私どもの思いは力強く共鳴しました。

あたかも令和元年は、森林経営管理法が施行され、林政大改革ともいふべき「新たな森林経営のシステム」が始動する「森づくり元年」でもあります。同時に「あいち森と緑づくり事業」も継続することになりました。

森の番人たる森林組合と組合員には、「おことば」そのままに、新たな仕組みの円滑な原動力となることが期待されていると言えましょう。

ところで、再三の訴えとなりますが「素人山主」のあり方を問題提起いたします。自分の山に対する無関心、アキラメ、手入れ不足、管理放棄などが、父祖伝来の貴い財産を眠らせるばかりでなく、早晩、環境や循環型資源を危うくし近年頻発する山地崩壊や土砂災害の要因ともなりかねません。私ども山主が先ずそのことに気付き「シロウト」を返上し、「山の未来をアキラメナイ」ことが、健康な森づくりへの取組み第一歩です。

一方、今日の林業はまことに深刻な状況に直面しております。超長期産業である森林経営において新植から伐採までにどれほどの人手と経費がかかるのか。これらのコストを還元し健全な再造林を可能とするためには、木材販売における森林所有者の取り分が、極端に少ないという「不公正」を私ども組合員は身をもって実感しています。

岡崎森林組合は、先頭に立って、これらの構造的な矛盾の是正に立ち向かうとともに、「安全力」+「提案力」+「技術力」+「経営力」を向上させ、信頼される森林管理のプロ集団となることを目指していきます。

どうか組合員の皆さまの熱く、力強いバックアップをお願いいたします。

# 岡崎森林組合 第45回通常総代会

6月23日（日）午前9時より岡崎市額田センター（こもれびかん）にて第45回通常総代会を開催致しました。

森林組合総代194名のうち165名（うち書面議決権行使者61名）が出席して下さいました。

当日議長を務めて頂いた中伊町の山田正直氏の議事進行により、上程された全議案を可決・承認いただきました。

内田市長様をはじめ、数多くの来賓の方々のご臨席を賜り、盛会のうちに総代会を終えることができました。

議事終了後は兄弟木の駅会議の丹羽健司先生による組合員アンケートの調査報告もありました。

以下その内容について報告します。



内田康宏岡崎市長よりお言葉をいただきました



熱弁を振るう丹羽先生

## ☆ 議決事項 第1号議案

平成30年度事業報告・貸借対照表・損益計算書・剰余金処分案・注記表・附属明細書 承認の件

## ※ 決算報告

科目	収益	費用	損益	備考
事業総損益	253,737,014	212,188,330	41,548,684	
事業管理費		57,305,257	▲ 57,305,257	
事業外損益	7,649,735	1,368,977	6,280,758	
特別損益	473,216	0	473,216	
法人税等		296,500	▲ 296,500	
計	261,859,965	271,159,064	▲ 9,299,099	当期損失金
			13,153,118	前期繰越剰余金
			3,854,019	当期末処分剰余金

## 平成30年度 剰余金処分案

科 目	内 訳	小 計	合 計
I 当期末処分剰余金			3,854,019
II 任意積立金取崩額			
III 剰余金処分案			
1.法定準備金			
2.任意積立金			
IV 次期繰越剰余金			3,854,019

### 第2号議案 令和元年度事業計画決定の件

岡崎森林組合は、令和元年度においても「森を育て持続させ、その生産力を増進させ」「組合員の社会的・経済的地位の向上を図る」という基本的な目的（森林法第1条より）を追求し、人・環境・木材のベストミックスにより、組合員にとって真に役に立つ存在となるよう努めます。

このため、引続き事業の重点を「森林整備」、「林産（販売）」、「環境」に置き次の基本方針のもと各計画目標の達成を目指します。これらを通じ財務の健全化も実現します。

- ① 「お客様（山主）の声は天の声」と心得、「安全力+提案力+技術力+経営力」を高めることにより、信頼される森林管理のプロ集団をめざす。協同組合の原点に立ち返り、組合員の皆様と共に地域の森をになう「使命・責任・痛み・将来価値」を共有していく。
- ② 森林・林業の大変革ともいうべき「新たな森林経営管理システム」「森林環境譲与税」が実現をみた。本制度が、地域森林の再生及び組合員の利益に真に貢献できるものとなるよう組合の組織を挙げて柔軟・的確に対応していく。
- ③ 上記の新たな仕組みにふさわしい意欲と能力のある林業経営体をめざす。あわせて施業における収益vs費用、受託vs請負、員外サービスvs員内サービスなどの構造的関係性について一層改善を進めていく。
- ④ 安全の確保は、職員の幸せの源泉であり、最大のコスト削減でもある。安全大会、月例安全教育、緊急安全集会、始業時ミーティング、リスク・マネジメント等を励行し、事故撲滅を期していく。

- ⑤ 安全で安心な市民生活の実現に不可欠な間伐推進目標（岡崎市森林整備ビジョンの示す間伐実施目標は2040年までに8,000ha）推進のため、あいち森と緑づくり事業、造林事業、矢作川水源基金事業など関連施策を活用し、行政、山主、地域と最大限の協働作業を展開する。
- ⑥ これまでの間伐を中心とした育てる林業に加え「伐る・使う→植える→育てる」という循環型林業の推進に取り組み、森林・林業のサイクルを取り戻す。このため引続き国・県の関連事業に積極的に対応し、再造林を前提とした節度ある皆伐施業を行う。また、管内に健在する自伐林家とも連携し、長期施業管理受託も視野に入れる。
- ⑦ 林産部門では、利用間伐、循環型林業の施業などにより、4、500m<sup>3</sup>の素材生産・販売をめざし、岡崎市を始めとする地域材への要請に添えていく。施業地の先行的確保、原木の付加価値向上のため採材・造材技術の錬磨、路網・集材システムの整備、販売力・情報力の強化など総合力の強化に努める。
- ⑧ 森林の環境貢献はじめ多面的な機能への正当な評価と還元を実現するためのシステムとして、引続きフォレストック認定によるCO<sub>2</sub>吸収量のクレジット化・販売を推進する。
- ⑨ ICT、ドローン、レーザー測定等新たな技術による森林管理の手法を活用し、林地境界明確化、森林資源調査、FSCなど森林認証、木材の新たな需要開拓等へ柔軟にアプローチを進めていく。あわせて森林の空間・資源利用の新たな可能性も模索していく。
- ⑩ 新たな森林経営管理システムの司令塔となる岡崎市の森林施策のもと、都市森林組合ならではの本組合の立地特性を活かし、岡崎の持続的発展に寄与し、市民生活に寄り添い親しまれる事業展開に取り組む。
- ⑪ 組合の宝であるマン・パワーの質・量の確保・養成に努める。引き続き緑の雇用制度等により、職員のモチベーション・アップを期する。男女差をこえ人が生きる明るい職場を維持していく。



※ 令和元年度 損益計画

科目	収益	費用	損益	備考
事業総損益	254,255	194,400	59,855	
事業管理費		58,850	▲ 58,850	
事業外損益	7,000	1,500	5,500	
特別損益	19,600	19,600	0	
法人税等				
計	280,855	274,350	6,505	税引前当期損益



- 第3号 令和元年度各種手数料決定の件。
- 第4号 岡崎森林組合監査細則の策定の件。
- 第5号 令和元年度借入金の最高限度決定の件。  
借入金の最高限度は、金1億円としたい。
- 第6号 令和元年度余裕金預け入れ先決定の件。  
余裕金預け入れ先金融機関を、あいち三河農業協同組合額田支店、三菱UFJ銀行岡崎支店、岡崎信用金庫額田支店、ゆうちょ銀行、農林中央金庫名古屋支店としたい。
- 第7号 一組合員に対する、貸付金額及び利率の最高限度決定の件。  
一組合員に対する貸付金額を最高100万円、利率を最高年10%としたい。  
(ただし財務処理基準令で定める農林水産大臣の指定する貸付金を除く)
- 第8号 一組合員の負担する債務に対する債務保証の最高限度決定の件。  
一組合員に対する債務保証の最高限度を、金100万円、事業年度内における最高限度を、金500万円としたい。
- 第9号 令和元年度における理事及び監事の報酬額決定の件。  
令和元年度における、理事の報酬額は総額1,000万円以内とし各理事の報酬は、その範囲内において理事会の協議に一任する。  
令和元年度における、監事の報酬額は総額100万円以内とし、各監事の報酬は、その範囲内において監事会の協議に一任する。
- 第10号 総代会の議決事項補正変更承認の件。  
この総代会において議決した事項のうち、行政庁に提出する書類で補正変更を必要とする場合には、その主旨に反しない範囲内において、その変更を理事会に一任されたい。